

名古屋市告示第584号

指定一般相談支援事業等の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第2項及び第51条の25第4項の規定により、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和7年11月28日

名古屋市長 広 沢 一 郎

事業者（設置者）の名称及び主たる事務所の所在地	事業所（施設）の名称及び所在地	サービス等の種類	事業所番号	廃止年月日
合同会社ちくさ企画 名古屋市千種区今池四丁目13番1号	らふおんて相談支援センター 名古屋市昭和区狭間町5番地	一般相談支援 特定相談支援	2336200171	令和7年8月1日
株式会社L I N K T H 名古屋市北区池花町224番地の1	相談支援事業所ペンギン 名古屋市港区当知二丁目801番地の2	一般相談支援	2331200200	令和7年8月31日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課